

平成 21 年 10 月 1 日
日 本 貸 金 業 協 会

協会員に対する処分及び勧告について

日本貸金業協会（会長：小杉 俊二、以下：本協会）は、9月25日開催の自主規制
会議・理事会において別紙のとおり、処分を行うことを決定しましたので、お知らせし
ます。

処 分 決 定 日 : 平成 21 年 9 月 25 日

処 分 効 力 発 生 日 : 平成 21 年 10 月 1 日

公 表 日 : 平成 21 年 10 月 1 日

公表内容別紙のとおり

お問い合わせ先
日本貸金業協会
コンプライアンス部 規律審査室
TEL 03-5739-3014

協会員に対する処分及び勧告について

平成 21 年 9 月 25 日
日 本 貸 金 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、本協会の定款及び自主規制基本規則違反等の事実が認められた 57 会員に対し、定款第 21 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 22 条の規定に基づく勧告を行うことと決定した。

1. 事実関係

本協会より、去る平成 21 年 2 月 16 日付で「書類監査の実施」を通知したが、提出期限までに「書類監査報告書」の提出がなく、再度にわたり督促通知を発送したものの提出しない協会員については、当該協会員に対する書類監査を実施することが不可能となった。

上記協会員の行った行為は、本協会定款第 14 条第 2 項に規定する監査に応じなかったものと認められるとともに、内部管理態勢の不備は、本協会自主規制基本規則第 11 条の規定に違反すると認められる。

更に、上記行為を確認するため「定款の施行規則」第 5 条第 1 項第 11 号に基づく「法令等違反に係る届出書」の提出要請に対して、未提出の協会員については当該規定に違反するものと認められる。

なお、上記協会員のうち 19 年度と併せて 2 年連続して書類監査報告書を提出せず、監査忌避を繰り返し、本協会の再三にわたる督促にも拘わらず改善勧告に全く応じない協会員には、重課して処分を行ったものである。

2. 処分及び勧告の内容

以上のことから監査対象会員のうち 57 会員について、別紙のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第 21 条第 1 項の規定に基づく処分

定款第 14 条に規定する監査を拒否した行為、自主規制基本規則第 11 条に基づく社内態勢の不備及び定款施行規則第 5 条に基づく届け出違反等

除名（平成 21 年 10 月 1 日付とする） 6 会員

会員権の停止 1 か月から 8 ヶ月 50 会員

（会員権停止期間開始日は平成 21 年 10 月 1 日とする）

譴責 1 会員

(2) 定款第22条の規定に基づく勧告

上記(1)の処分対象会員について法令、諸規則の遵守の徹底及び実行ある内部管理態勢の確立に取り組むよう勧告する。

勧告 上記(1)のうち除名を除く51会員

3. 処分に際し留意した事項

- (1) 書類監査報告書未提出会員については、下期に実施する実地監査の選定対象候補とする。
- (2) 協会員にその後の改善が認められない場合、さらに重い処分を科すこととする。
- (3) 内部管理態勢の整備等が確認された時点で「会員権の停止」を解除する。

お問い合わせ先

日本貸金業協会

コンプライアンス部 規律審査室

TEL 03-5739-3014

平成20年度書類監査結果による協会員処分

平成21年9月25日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
1	第 001688 号	トーカイ 佐賀県知事(9)00113 谷口 清文 資本金:0(万円)	除名	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
2	第 002384 号	大栄商事 福岡県知事(9)00413 地藏原 忠徳 資本金:0(万円)	除名	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
3	第 003204 号	株式会社丸菱 兵庫県神戸県民局長(9)10076 谷野 義昭 資本金:1000(万円)	除名	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
4	第 004167 号	内堀商事 長野県知事佐久(佐9)00164 内堀 幸吉 資本金:0(万円)	除名	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
5	第 004285 号	日公商事 兵庫県東播磨県民局長(9)30002 松浦 勝 資本金:500(万円)	除名	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】
6	第 004300 号	大下家 岡山県知事(2)02056 藤原 俊二 資本金:0(万円)	除名	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
7	第 002878 号	アクアローン 香川県知事(N3)00544 北畑 雅規 資本金:0(万円)	会員権停止8カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
8	第 000558 号	エル・ビー・シー有限公司 東京都知事(3)23868 舛田 幸大 資本金:300(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
9	第 000796 号	株式会社ジャッジ 大阪府知事(1)12790 中 真夕美 資本金:500(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
10	第 000809 号	大丸信販 鹿児島県知事(1)01533 入木 保雄 資本金:0(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
11	第 000905 号	三星 神奈川県知事(2)04929 那須 清 資本金:0(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
12	第 001337 号	T. M商会 東京都知事(3)23589 當麻 正男 資本金:0(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

No.	協会番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
13	第 001441 号	有限会社村商エステート 東京都知事(3)22194 須田 靖男 資本金:700(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
14	第 001490 号	オアシス 東京都知事(1)30243 甚野 和子 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
15	第 001555 号	ゴールド 東京都知事(2)26739 細野 年之 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
16	第 001944 号	株式会社よつぱインテック 東京都知事(1)30677 砂田 卓 資本金:5000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
17	第 002078 号	株式会社ファビュラス 東京都知事(1)30881 富山 正明 資本金:3000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
18	第 002147 号	株式会社安田マネージメント 愛媛県知事(3)01942 安田 岸雄 資本金:1000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
19	第 002284 号	こやま商店街信用株式会社 東京都知事(9)02372 土屋 芳人 資本金:1000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
20	第 002453 号	千商事 岩手県知事(5)00806 畠山 千里 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
21	第 002624 号	有限会社イクタ商事(マネーショップ明日香) 北海道知事渡島支庁(9)渡00018 生田 豊 資本金:1000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
22	第 002818 号	株式会社信用保証サービス 東京都知事(3)21402 新井 忠敦 資本金:1000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
23	第 002926 号	株式会社釜佐 栃木県知事(9)00011 善野 佐次平 資本金:1000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
24	第 003214 号	株式会社九栄 福岡県知事(1)08511 上田 雅己 資本金:500(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

No.	協会番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
25	第 003238 号	千代川産業株式会社 京都府知事(2)03306 中山 健治 資本金:1900(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
26	第 003301 号	株式会社阿部商店 栃木県知事(9)00044 阿部 正機 資本金:1000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
27	第 003325 号	ニーズ・コーポレーション 兵庫県神戸県民局長(3)12125 木村 武司 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
28	第 003344 号	どうしん 宮城県知事(5)01635 備後 徹保 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
29	第 003357 号	株式会社ウエダ 兵庫県中播磨県民局長(9)50278 上田 真代 資本金:2000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
30	第 003483 号	オオノコーポレーション 神奈川県知事(N3)04700 大野 英明 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
31	第 003645 号	太陽商事 群馬県知事(7)00721 都丸 憲一 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
32	第 004021 号	株式会社アイアールビィ 北海道知事石狩支庁(1)石03004 田口 真也 資本金:1000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
33	第 004048 号	エース総合ファイナンス 宮城県知事(6)01446 千葉 明子 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
34	第 004198 号	興栄 静岡県知事(9)00774 新井 孝信 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
35	第 004342 号	ウイホン 熊本県知事(3)02246 鳥越 貴博 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
36	第 004345 号	総務コンサルタント 熊本県知事(6)01441 高松 正幸 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

No.	協会番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
37	第 004435 号	Good Life(グッドライフ) 福岡県知事(1)08530 小田 隆幸 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
38	第 005085 号	タイセイプランニング 福井県知事(2)00643 羽田 悦康 資本金:0(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
39	第 005141 号	日本不動産ローン株式会社 北海道知事石狩支庁(1)石03026 齊藤 健次 資本金:300(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
40	第 005149 号	株式会社東信ローンサービス 東京都知事(9)02130 山田 則雄 資本金:20000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
41	第 005287 号	有限会社ケイファイナンス 神奈川県知事(N2)04863 渡邊 秀晃 資本金:1000(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
42	第 005402 号	合同会社Eco-net 兵庫県神戸県民局長(1)12397 安藤 晃 資本金:500(万円)	会員権停止6か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
43	第 002838 号	マルシヨウ 京都府知事(3)03134 小牧 正和 資本金:0(万円)	会員権停止4か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
44	第 001523 号	株式会社クレオインターナショナル 東京都知事(1)30416 甘中 仁 資本金:1000(万円)	会員権停止1か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
45	第 001606 号	株式会社マルタ信販 東京都知事(4)18262 石川 収次 資本金:1000(万円)	会員権停止1か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
46	第 002133 号	有限会社アポロ商会 東京都知事(9)02359 安藤 敏治 資本金:300(万円)	会員権停止1か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
47	第 002299 号	有限会社リアス興産 宮城県知事(1)02258 千葉 拓也 資本金:1000(万円)	会員権停止1か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
48	第 002565 号	株式会社釧路日商連 北海道知事釧路支庁(2)釧00229 中村 隆一 資本金:12228(万円)	会員権停止1か月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

No.	協会番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
49	第 002631 号	株式会社ジャパンファイナンス 東京都知事(6)13563 山村 智宏 資本金:2500(万円)	会員権停止1カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
50	第 002806 号	株式会社ビジネスワールド 秋田県知事(1)00720 林 太郎 資本金:3200(万円)	会員権停止1カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
51	第 003157 号	シティ 京都府知事(8)01303 高島 裕行 資本金:0(万円)	会員権停止1カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
52	第 003454 号	有限会社越後屋 東京都知事(9)00005 臼井 元章 資本金:300(万円)	会員権停止1カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
53	第 004201 号	エムシー商事 愛知県知事(2)04041 松川 幸隆 資本金:500(万円)	会員権停止1カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
54	第 004349 号	株式会社アドバンス 大分県知事(1)01346 岩尾 智明 資本金:500(万円)	会員権停止1カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
55	第 004443 号	日本シティファイナンス株式会社 近畿財務局長(1)00804 渡部健太 資本金:1000(万円)	会員権停止1カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
56	第 005079 号	東海商事株式会社 愛知県知事(9)00013 稲葉 民治郎 資本金:2040(万円)	会員権停止1カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
57	第 003820 号	角丸実業 京都府知事(9)00276 野元 博文 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

会員権の停止又は制限について

平成21年9月25日

日本貸金業協会

1. 会員権の停止又は制限の措置を講じた場合は、会員名簿に掲載しつつ、会員権停止中の表示をする。
2. 会員権停止の措置を講じた場合の効果は、原則として次のとおりである。
 - (1) 権利義務に関する基本的な考え方
 - ① 役員及び代議員の選挙権、被選挙権が停止され、また、当該会員の役員（総会代議員たる地位も含む）である協会役員の職務も停止される等、共益権が停止される。ただし、総会代議員たる地位については、これに代わる代議員が選任されることを条件とする。
 - ② 会員における法令並びに協会定款及び自主規制規則等の遵守の確保のために必要又は有益なサービスを除き、協会が提供するサービスを受けられなくなる等、自益権の一部が停止される。
 - ③ 停止期間中も、定款、自主規制規則その他の協会業務規程を遵守する義務を負う。
 - ④ 会費納付義務その他の協会員としての義務は停止されない。
 - (2) 具体的な運用と留意点
 - ① 停止期間中は、広告又は勧誘のための書面等で「日本貸金業協会マーク」及び「協会員番号」（以下「協会員番号等」という。）の表示を行ってはならない。但し、以下の点に留意すること。
 - 停止期間開始後に掲載される新聞広告、雑誌広告及び配布されるチラシ、ポスター並びに其他媒体による広告（交通広告・看板等）勧誘文書においては協会員番号等を表示することは禁止される。ただし、停止期間前に既に掲載され又は配布、掲示された協会員番号等の入った広告物その他の媒体を回収する義務はない。
 - 停止期間開始後に放送されまたは送信されるテレビ、ラジオ、有線放送、文字放送その他の放送広告、送信される自らが出稿したウェブサイト上の広告（自社の開設したウェブサイトであるか否かを問わない）及びメールによる広告または勧誘においては協会員番号等を表示してはならない。ただし、いわゆるアフィリエイトサイトの場合その他協会員自身が出稿していない広告等についてはこの限りでない。
 - ② 停止期間中、協会は当該協会員の広告に対して「日本貸金業協会審査承認番

号」を付与しない。ただし、協会員はその広告について協会の審査を受ける義務は免れない。

- ③ 借入申込書等業務用書式については、協会の処分において別段の決定がなされない限り、協会員番号等を継続して表示することができる。また、借りすぎ注意等の啓発文言の表示義務は免れない。
- ④ 停止期間中、会員証明書は原則として発行しない。協会が特に必要と認め会員証明書を発行する場合には、協会員資格の停止期間を明示した会員証明書を発行する。
- ⑤ 登録申請書、変更届出書及び廃業等の届出書等の提出について、法第 41 条の 8 の規定に基づき、協会員について、協会がその受理について財務局に協力することとされている場合には、停止期間中であっても協会経由で行うことができる。
- ⑥ 研修テキスト、申請書書式等は「非会員価格」扱いとする。